

令和元年11月市議会建設水道委員会資料

第153号議案 令和元年度長崎市水道事業会計補正予算(第2号)

目次	ページ
1 繰出基準の改正に伴う出資金及び国の内示増に伴う補助金の増について……………	1～2
2 水道事業会計補正予算(第2号)総括表……………	3

上下水道局

令和元年11月



1 繰出基準の改正に伴う出資金及び国の内示増に伴う補助金の増について

(1) 概要

配水施設整備事業のうち水道管路耐震化事業について、歳入を補正しようとするもの
 なお、今回の補正は、本年度事業費の枠内において、財源を補正しようとするもので
 歳出については補正しない。

ア 繰出基準の改正に伴う出資金の増：22,300千円

総務省から出された「平成31年度の地方公営企業繰出金について（通知）」において、一般会計から繰り出される水道管路耐震化事業の出資金が、「平成30年度まで」から「令和5年度まで」へ延長されたことによるもの

※ 参考 水道管路耐震化事業（補助）の財源内訳

通常事業分（平成27年度～平成29年度の平均事業費）		上積事業分		
国庫補助金 1/3	水道事業 2/3	国庫補助金	市負担 2/3	
			出資金	水道事業
		1/3	1/4	3/4

イ 国の内示増に伴う補助金の増：23,333千円

施設の耐震化や老朽化対策等の取組を支援する生活基盤施設耐震化等交付金のうち水道管路耐震化事業に係る分について、内示増があったことによるもの

(2) 補正額

予 算 科 目	事 業 費 (千円)		
	補正前の額	補正額	計
款 1 資本的収入			
項 2 出資金	484,654	22,300	506,954
目 1 他会計出資金			
款 1 資本的収入			
項 4 補助金	466,675	23,333	490,008
目 1 国庫補助金			

(3) 財源内訳 (配水施設整備事業に係る部分のみ)

(単位：千円)

区 分	事業費	財 源 内 訳					
		企業債	出資金 ※1	国庫補助金 ※2	その他	損益勘定 留保資金	
補正前 の額	補助	555,097	—	—	185,032	—	370,065
	単独	1,444,903	—	—	—	—	1,444,903
	計	2,000,000	—	—	185,032	—	1,814,968
補正額	補助	70,000	—	9,300	23,333	—	37,367
	単独	△70,000	—	13,000	—	—	△83,000
	計	—	—	22,300	23,333	—	△45,633
計	補助	625,097	—	9,300	208,365	—	407,432
	単独	1,374,903	—	13,000	—	—	1,361,903
	計	2,000,000	—	22,300	208,365	—	1,769,335

※1 出資金：一般会計出資金（水道管路耐震化事業費の1/4）

※2 国庫補助金：生活基盤施設耐震化等交付金（補助率1/3）

2 水道事業会計補正予算（第2号）総括表

資本の収入及び支出

(単位:千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本の収入	1,383,859	45,633	1,429,492
1 企業債	112,200	—	112,200
2 出資金	484,654	22,300	506,954
1 他会計出資金	484,654	22,300	506,954
3 工事負担金	225,436	—	225,436
4 補助金	466,675	23,333	490,008
1 国庫補助金	466,675	23,333	490,008
5 固定資産売却代金	71,246	—	71,246
6 基金収入	1,215	—	1,215
7 基金繰入金	22,433	—	22,433
1 資本の支出	8,318,726	—	8,318,726
資本の収支不足額	6,934,867	△ 45,633	6,889,234
補てん財源			
当年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額	493,617	—	493,617
損益勘定留保資金	4,370,855	△ 45,633	4,325,222
減債積立金	103,520	—	103,520
建設改良積立金	1,955,643	—	1,955,643
基金積立金	11,232	—	11,232

○地方公営企業への繰出基準（新旧対照表）

区分	平成 30 年度	令和元年度（平成 31 年度）
繰出基準	<p>末端給水事業者が実施する水道管路（<u>鋳鉄管、コンクリート管、塩化ビニル管及び石綿セメント管に限る。</u>）の耐震化事業に係る事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものの4分の1</p> <p>この場合、耐震化事業費のうち通常の耐震化事業とは、当該団体の<u>平成 22 年度から平成 24 年度</u>の3カ年に実施した耐震化事業費の平均をいうものであること。</p>	<p>前年度末時点で「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付け総財公第 107 号、総財営第 73 号、総財準第 83 号）に基づく経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した末端給水事業者が実施する水道管路（<u>交付金のうち水道管路緊急改善事業の対象となる管路に限る。</u>）の耐震化事業に係る事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものの4分の1</p> <p>この場合、耐震化事業費のうち通常の耐震化事業とは、当該団体の<u>平成 27 年度から平成 29 年度</u>の3か年に実施した耐震化事業費の平均をいうものであること。</p>
措置期限	<p><u>平成 26 年度から平成 30 年度までの間</u>に限る。</p>	<p><u>令和元年度から令和 5 年度までの間</u>に限る。</p>